

理容師法及び美容師法の一部を改正する法律等の施行について（昭和 43 年 9 月 18 日環衛第 8140 号）

新旧対照表

新	旧
<p>理容師法及び美容師法の一部を改正する法律等の施行について</p> <p>〔昭和 43 年 9 月 18 日環衛第 8140 号 各都道府県知事・各政令市市長宛 厚生省環境衛生局長通知 令和 6 年 6 月 26 日健生発 0626 第 6 号 一部改正〕</p> <p>理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が昭和 43 年 6 月 10 日法律第 96 号をもつて、また、理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が昭和 43 年 9 月 10 日厚生省令第 39 号をもつて、それぞれ別紙 1 及び 2（省略）のとおり公布され、ともに昭和 43 年 9 月 10 日から施行された。今回の改正は、一定規模以上の理容所又は美容所について、所定の資格を有する管理者（「管理理容師」又は「管理美容師」という。）を置くことにより、当該理容所又は美容所における理容又は美容の業務を含めて、その衛生の確保を図ることを目的として行なわれたものであるが、改正の要旨及び運用上留意すべき事項は左記のとおりであるので、これらの趣旨等を御了知のうえ、改正法令の運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 運用上留意すべき事項</p> <p>1 管理理容師及び管理美容師について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同一人が、同時に 2 以上の理容所又は美容所の管理理容師ま</p>	<p>理容師法及び美容師法の一部を改正する法律等の施行について</p> <p>〔昭和 43 年 9 月 18 日環衛第 8140 号 各都道府県知事・各政令市市長宛 厚生省環境衛生局長通知〕</p> <p>理容師法及び美容師法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）が昭和 43 年 6 月 10 日法律第 96 号をもつて、また、理容師法施行規則及び美容師法施行規則の一部を改正する省令（以下「改正省令」という。）が昭和 43 年 9 月 10 日厚生省令第 39 号をもつて、それぞれ別紙 1 及び 2（省略）のとおり公布され、ともに昭和 43 年 9 月 10 日から施行された。今回の改正は、一定規模以上の理容所又は美容所について、所定の資格を有する管理者（「管理理容師」又は「管理美容師」という。）を置くことにより、当該理容所又は美容所における理容又は美容の業務を含めて、その衛生の確保を図ることを目的として行なわれたものであるが、改正の要旨及び運用上留意すべき事項は左記のとおりであるので、これらの趣旨等を御了知のうえ、改正法令の運用に遺憾のないようにされたい。</p> <p>第 1 (略)</p> <p>第 2 運用上留意すべき事項</p> <p>1 管理理容師及び管理美容師について</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 同一人が、同時に 2 以上の理容所又は美容所の管理理容師ま</p>

<p>たは管理美容師となることはできないこと。</p>	<p>たは管理美容師となることはできないこと。 なお、「<u>理容所及び美容所における衛生管理要領について</u>」 (昭和56年6月1日環指第95号)の別紙「<u>理容所及び美容所 における衛生管理要領</u>」第6の2の2の<u>な</u>お書きの場合について <u>は、この限りではないこと。</u></p>
2・3 (略)	2・3 (略)